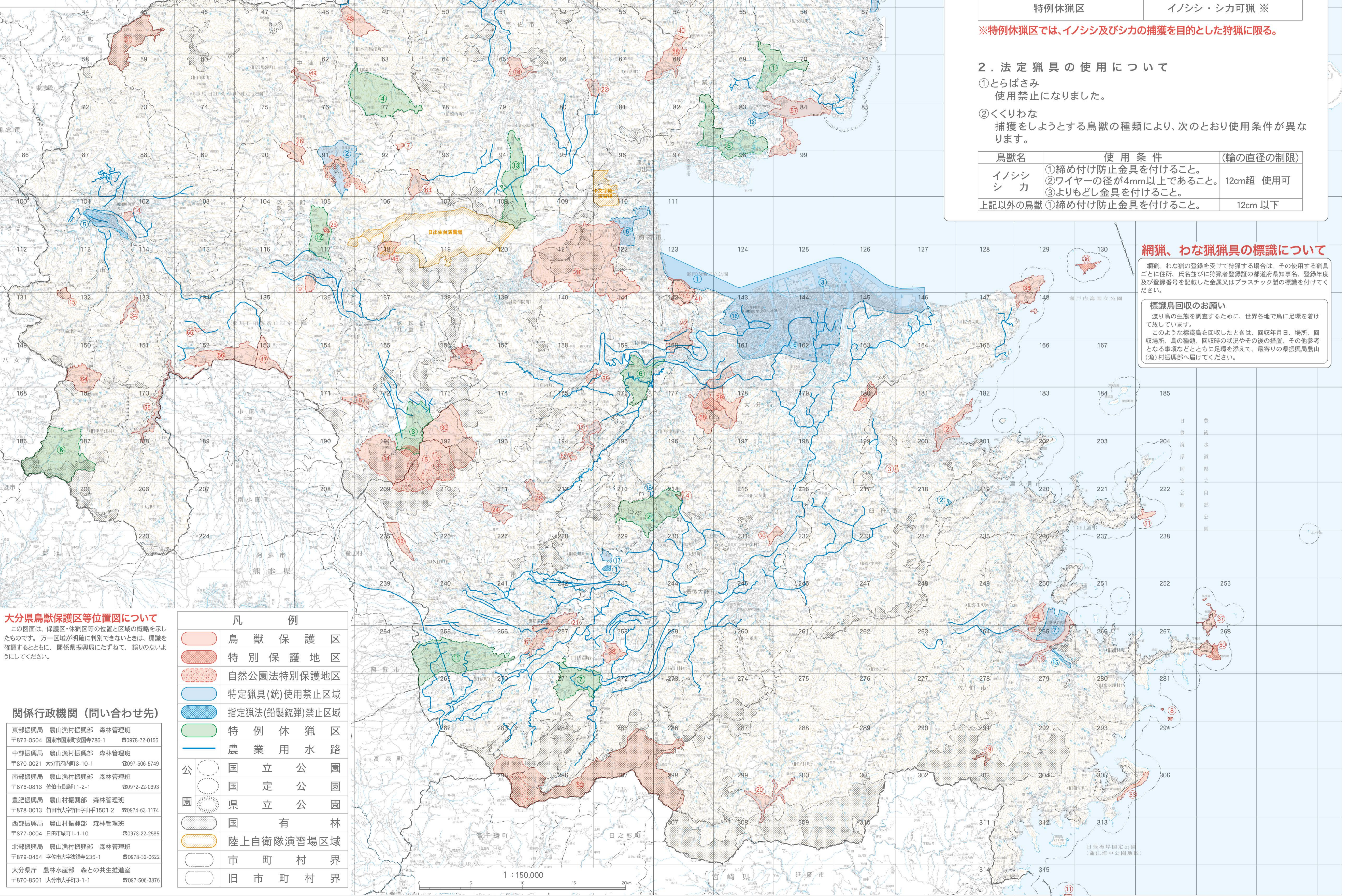
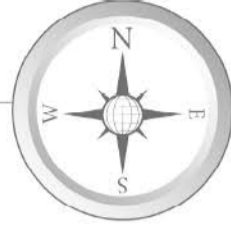


令和5年度

大分県鳥獣保護区等位置図

狩猟者登録証の返納は 狩猟期間満了後30日以内に！



大分県鳥獣保護区等位置図について この図面は、保護区・休猟区等の位置と区域の概略を示したものです。万一区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに、関係振興課にたずねて、誤りのないようにしてください。

Table with 2 columns: 関係行政機関 (関係行政機関) and (問い合わせ先) (問い合わせ先). Lists various offices and their contact information.

凡例 (Legend) table with 2 columns: 凡例 and 例. Lists symbols for various zones like 鳥獣保護区, 特別保護地区, 自然公園法特別保護地区, etc.

大分県における狩猟に関する規制について

平成19年度から次のとおり狩猟に関する規制が変わりましたので、変更内容を確認したうえで狩猟を行ってください。
なお、他の都道府県で狩猟者登録をして狩猟を行う場合は、規制の内容が異なりますので、事前に確認のうえ狩猟を行ってください。

Table with 3 columns: 鳥獣名 (Bird Name), 内容 (Content), H19~ (Period). Rows include イノシシ・シカ (Wild boar/deer) and other birds with their respective hunting periods and limits.

Table with 2 columns: 事業計画期間 (Business plan period), 特例休猟区 (Special hunting suspension zone). Specifies the period and zones for special hunting suspension.

※特例休猟区では、イノシシ及びシカの捕獲を目的とした狩猟に限る。

Table with 3 columns: 鳥獣名 (Bird Name), 使用条件 (Usage conditions), (輪の直径の制限) (Wheel diameter restriction). Details hunting equipment requirements for different species.

網猟、わな猟具の標識について

網猟、わな猟の登録を受けて狩猟する場合は、その使用する用具ごとに住所、氏名並びに狩猟者登録番号の都道府県知事、登録年度及び登録番号を記載した金属又はプラスチック製の標識を付けてください。
標識鳥回収のお願い
渡り鳥の生態を調査するために、世界各地で鳥に足環を付けて放してあります。

- 狩猟に関する注意事項
1. 銃類は、獲物をよく確かめて安全と猟獲の自信がなければ発砲しないこと。
2. 先着の狩猟者の先廻りをしないこと。
3. 狩猟への注意喚起は銃に弾を装てんしないこと。
4. グループで狩猟するときは銃口方向、安全基準等に特に注意すること。

Table with 2 columns: 鳥獣名 (Bird Name), 制限 (Restriction). Lists specific species like クマキ、キツネ、ノネコ、etc. and their hunting restrictions.

●狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

Table with 3 columns: 狩猟鳥獣の種類 (Hunting bird species), 1日当たりの制限羽数又は頭数 (Limit per day), etc. Lists limits for various species like ヤマドリ, キジ, etc.

- 陸上自衛隊演習場への立ち入り禁止
陸上自衛隊日出生台及び十文字原演習場への立ち入りについて禁止されており、絶対に立ち入りしないこと。
●ガンカモ類調査日の狩猟自粛について
令和5年度のガンカモ類一斉調査日は、令和6年1月14日(日)となります。調査日はカモ類の狩猟を行わないよう、ご協力をお願いします。

大分県における日の出、日の入時刻「国立天文台資料による」

Table with 4 columns: 年月 (Month/Year), 日の出 (Sunrise), 日の入 (Sunset), etc. Provides sunrise and sunset times for each day of the year from Dec 2023 to Feb 2026.

※「日の出」「日の入」の時間が1分前後することがありますので必ず新聞で確認すること。